

成年年齢引き下げに伴う戸籍・国籍関係手続きの変更

【ポイント】

令和4年（2022年）4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、一部の戸籍・国籍関係届の届出期限等が変更になります。

【本文】

成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が可決・成立し、令和4年（2022年）4月1日から施行されます。この改正を受け、一部の戸籍・国籍関係手続きが以下のとおり変更になります。

1 国籍法についても次のとおり改正が行われ、同日から施行されます。それにともない、以下の届出において届出期限が変更されます。

（1）認知された子が国籍を取得することができる年齢（国籍法第3条第1項）

現行の国籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

（2）国籍の再取得をすることができる年齢（国籍法第17条第1項）

現行の国籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。なお、国籍法第17条第1項に基づく日本国籍の再取得手続は、日本国内で行う必要がありますので、詳細については法務局または地方法務局にお問い合わせください。

（3）国籍の選択をすべき期限（国籍法第14条第1項）

現行の国籍法では、重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときは、その時から2年以内とされているところ、改正により、重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内とされます。

なお、これらの届出期限の変更に関して、経過措置が設けられています。詳しくは、国籍 Q&A（法務省ホームページ）をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a18>

2 成年年齢の引き下げに伴い、以下の戸籍・国籍関係手続きについても変更があります。

（1）親権に服することがなくなる年齢を20歳から18歳に引き下げ（民法第4条、第818条第1項）

（2）女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げ（民法第731条）

（3）分籍をすることができる年齢を20歳から18歳に引き下げ（戸籍法第21条第1項）

（4）帰化の要件を20歳以上から18歳以上に引き下げ（国籍法第5条第1項第2号）。なお、帰化の手続は、日本国内で行う必要がありますので、詳細については法務局または地方法務局にお問い合わせください。